

アンケート調査結果の保存・公開に関する要領

平成17年4月22日制定

2025年2月26日改定

会員が会員に対して、又は委員会等が会員、若しくは会員以外に対して実施したアンケート調査結果の保存及び公開は、以下により行うものとする。

- 1 調査結果は、企画・広報委員会が中央事務局に報告する。
- 2 調査結果は、原則として中央事務局が電子ファイルとして保存する。
- 3 企画・広報委員会は調査結果を確認し、公開の是非、及び公開範囲(一般又は会員のみ)を決定する。会員のプライバシーに関わる場合等は非公開とするか、提出者に表現の変更を求める。
- 4 調査結果は、協会ホームページ等で公開する。
- 5 調査に関する公開内容は以下のとおりとする。
 - (1) 調査概要(調査実施者から企画・広報委員会に提出されたもの)
 - (2) 調査用紙(調査対象者に配布されたもの)
 - (3) 調査結果(調査実施者から企画・広報委員会に提出されたもの)
- 6 調査概要の要件を定めたフォーマットを作成し、協会ホームページ等で公開する。